二五二八・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの			A
二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石			A
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）			A
第二六類	鉱石、スラグ及び灰			A
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう			A
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの			A
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）			A
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）			A
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン			A
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）			A
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）			A
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの			A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）			A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）			A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	一キロリットルあたり九三四円	B 10	A
	その他のもの			A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			A
	その他のもの			A
二七一〇・一二	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			A
	揮発油			A
	低重合度の混合アルキレン			A
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）			A
	その他のもの			A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			A
	その他のもの			A
	灯油			A
	低重合度の混合アルキレン			A
	その他のもの			A
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）			A
	その他のもの			A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			A
	その他のもの			A
	軽油	一キロリットルあたり三四六円	B 10	A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			A
	その他のもの			A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリットルあたり七五〇円	B 10	A
	その他のもの			A
二七一〇・一九	その他のもの			A
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			A
	灯油			A
	低重合度の混合アルキレン			A
	その他のもの			A
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	一キロリットルあたり三四六円	B 10	A
	その他のもの			A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			A
	その他のもの			A
	軽油	一キロリットルあたり七五〇円	B 10	A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			A
	その他のもの			A
	重油及び粗油	一キロリットルあたり四五九円	B 10	A
	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの			A
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）			A
	その他のもの			A
	温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	一キロリットルあたり二四九円	B 10	A
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）			A
	その他のもの			A
二七一〇・二〇	その他のもの			A
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）			A
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			A
	揮発油			A
	低重合度の混合アルキレン			A
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	一キロリットルあたり九三四円	B 10	A
	その他のもの			A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			A
	その他のもの			A